

第22期第11回檜山海区漁業調整委員会 記録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年1月26日 14時30分
場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、成田 直彦、田畑 明、加藤 元、久貴谷 英二、
田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、市山 智敏、齊藤 誠、辻 裕樹、
工藤 智司
(欠席委員氏名：厂原 勝彦、水野 諭)

3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 中野水産課長、板谷漁業管理係長、土門技師

4 事務局氏名

荒井事務局長、駒形主事

5 議事事項

議案第1号 第15次定置漁業権の漁場計画草案について
議案第2号 第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権の漁場計画草案について

6 議事の顛末

荒井局長： ただ今より、第22期第11回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： 挨拶（略）

荒井局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。
檜山振興局水産課の中野課長、板谷漁業管理係長、土門技師です。
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

工藤会長： 本日の出席委員は、委員定数15名中13名の出席で規定数を満たしているため、委員会は成立いたします。

荒井局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名

工藤会長：させていただきます。

本日の議事録署名委員は、市山委員と辻委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号の「第15次定置漁業権の漁場計画草案について」を上程します。

事務局から説明させます。

荒井局長： 議案第1号の「第15次定置漁業権の漁場計画草案について」ご説明します。 資料1をご覧ください。

定置漁業権の漁場計画草案の内容等について、令和5年1月16日付けで檜山振興局長から当海区に協議がありました。

1ページの第15次定置漁業権漁場計画草案は、現在、免許されている29の定置漁業権について第15次の漁場計画の変更箇所が解るように見え消しで整理しています。

漁業権の存続期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間です。

免許の内容たるべき事項は、左側から順に、漁場番号、漁業種類、漁業の名称、漁業時期、漁場の位置、漁場の区域、「地元地区」を改め「関係地区」、「制限又は条件」を改め「条件」となっており、このうち関係地区については、漁業法の改正により、従来の優先順位制度が見直され、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者がいる場合には、その者に優先して免許するというように制度が変わったことから、今回の漁場計画では空欄となります。

また、条件は別記のとおりということで2ページの下に記載しております。

条件は、漁業の時期や操業期間を現行と同じ期間と仮定すると、別記1は、

- (1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
- (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。
- (3) 11月21日から11月30日までの間は漁獲してはなりません。
- (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれのある時は、知事は当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

という内容になります。

別記2については、後ほど説明いたします。

1ページに戻りまして、次に、上から順に漁業権ごとに変更内容等について説明します。

別資料の「第15次定置漁業権漁場連絡図」も併せてご覧いただければと思います。

上ノ国地区の上国さけ定第1号から第6号までは、漁場図の1ページから3ページに記載のとおり現行と同じ計画です。

江差地区の江さけ定第1号から第8号までについても、漁場図の3ページから5ページに記載のとおり現行と同じ計画です。

乙部地区です。

乙さけ定第1号は移設します。

荒井局長： 漁場図の6ページをご覧ください。

左側の「移設」と記載している乙さけ定第1号は、令和2年夏に日本海を通過した台風崩れの低気圧により漁場に転石が集中して底質が荒廃し、網を敷設することができなくなったことから、令和2年から特別採捕許可を受けて代替漁場で採算性の調査を行ってきました。

採算性が確認され、今回、代替漁場への移設要望がありましたので、その位置での計画としています。

代替漁場は、漁場図の6ページの右側に「移設後」と記載した場所になり、漁場番号は、南から3つ目になるので新乙さけ定第3号としております。

今回の移設に伴い、新乙さけ定第3号の南側に位置する現行の乙さけ定第2号、第3号は、それぞれ番号が繰り上がり、新乙さけ定第1号、新乙さけ定第2号となります。

次に、旧乙さけ定第2号（新乙さけ定第1号）です。

海が時化ると現行の身網の位置で波が折り返し全網撤去しなければならぬ状況になることから、現行の区域内で身網の数を1個から2個に増やし操業期間中の漁具の撤去を最小限に抑え、操業の効率化を図りたいという要望がありましたので、この漁場の「条件」を2ページ下に記載の別記2のとおり、身網の数を「2個以下」としております。

旧乙さけ定第3号（新乙さけ定第2号）は、現行と同じ計画です。

乙さけ定第4号と第5号も、漁場図の7ページに記載のとおり現行と同じ計画です。

熊石地区の熊さけ定第1号と第2号についても、漁場図の8ページから9ページに記載のとおり現行と同じ計画です。

貝取澗地区です。

漁場図の10ページをご覧ください。

左側の大さけ定第1号は、現行と同じ計画です。

右側の大さけ定第2号は、新設です。

宮野小川に回帰する秋さけ資源の来遊量や採算性等を調査するため、平成30年から特別採捕許可を受けて定置網による調査を行ってきました。

今回、来遊や採算性が確認されたことから新設要望がありました。

漁場の位置等は、漁場図の「新設」大さけ定第2号の場所で枠長500メートル、枠幅300メートルの規模となっております。

北檜山地区の北さけ定第1号と第2号は、漁場図の11ページに記載のとおり現行と同じ計画です。

せたな地区の瀬さけ定第1号から第5号までについても漁場図の12ページから13ページに記載のとおり現行と同じ計画です。

3ページをご覧ください。

定置漁業権切替に係る漁場計画草案の考え方です。

左側に漁業権切替方針や運用の内容、右側には、先ほど説明しました草案の内容や考え方を記載しております。

これまでの説明と重複する部分がありますが、1の基本的な考え方は、道の方針に基づくこととするが、来遊の末端地区であることを考慮し、

荒井局長：資源の有効利用にも配慮する考えです。

2の策定に当たっての考え方について、アの免許件数は、現行の免許件数に特別採捕から免許化する1件を加えた30件を計画します。

また、4ページの中程の漁場の整理統合や協業化等による採算性の高い合理的な漁業経営の推進には、旧乙さけ定第1号の移設と旧乙さけ定第2号の身網の数の変更について記載しております。

5ページの別に定める河口付近等の指定された区域についてですが、檜山管内では、従前どおり利別川と厚沢部川が該当となる予定です。道から示された考え方を基本とします。

6ページの上の留意事項の(ウ)の漁場の設定については、ひやま漁協を中心として各種漁業との調整が整ったものを計画します。

その下の漁業の名称については、現行どおり「さけ定置漁業」、漁業の時期は、現行の漁業時期を踏襲し、8月18日から11月30日まで、7ページの上の操業期間についても、現行の操業期間を踏襲し、9月3日から11月20日までとしております。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

漁場計画草案の内容について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

工藤会長：事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同：ありません。

工藤会長：議案第1号の「第15次定置漁業権の漁場計画草案について」は、異議のない旨、決定してよろしいですか。

委員一同：異議ありません。

工藤会長：それでは、そのように決定します。
次に、議案第2号の「第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権の漁場計画素案について」を上程します。
事務局から説明させます。

荒井局長：議案第2号の「第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権の漁場計画素案について」ご説明します。

令和5年1月16日付けで檜山振興局長から当海区に素案の協議がありました。

共同漁業権と区画漁業権の漁場計画草案については、昨年11月17日開催の小委員会及び海区委員会でご審議いただき、11月24日に本庁に協議、その後、道から検討事項や資料の作成といった回答がありまして、ひやま漁協で再検討していただき、今回、素案がまとまったところでもあります。

最初に共同漁業権についてです。

荒井局長： 資料2の1ページの共同漁業権漁場計画素案の一覧表をご覧ください。

共同漁業権に係る本庁からの指示事項は2点ありまして、1点目は、あかもく漁業の新設について、新規設定理由、行使計画、設定後の資源管理の考え方、漁業調整結果等に係る資料を提出すること、

2点目は、ぎんなんそうなどの行使実績がない漁業について、資源の状況等を踏まえた営漁・行使計画の考え方（今後の行使見込み、資源保護、漁場管理の考え方等）を整理し、客観的に説明可能な資料を提出することという内容でありました。

これらの指示事項を受けまして、ひやま漁協と対応等を協議し、再検討していただいた結果、1点目のあかもく漁業については、江差地区では、すぐに着業が見込まれないこと、乙部地区では、潜水器漁業による一部の採捕以外の着業が見込まれず、現行の潜水器漁業の許可で対応が可能なことから、もう少し資源利用の動向を見ながら設定について検討したいということで江差地区と乙部地区の新規設定要望を取り下げることになりました。

また、2点目の行使実績のない漁業については、地区ごとに実績の有無に違いがあるものの、第一種、第二種漁業とも漁協の統一した管理のため、同じ漁業種類を設定する必要があることから、行使が行われなかった理由、課題に対しどう対応するかなど、ひやま漁協の考え方を聞きながら資料を整理し、理解を得ていきたいと考えております。

草案からの変更箇所を共同漁業権漁場計画（素案）の一覧表で説明します。

1ページの第一種漁業の檜海共第3号、同第5号のあかもく漁業は、新規設定要望を取り下げます。

その他の現行設定されている漁業は、全て継続するという内容になっております。

4ページをご覧ください。

共同漁業権に係る漁場計画素案の考え方でありまして、草案から変更した箇所は、2の漁場計画の策定に当たっての考え方について、あかもくの新規設定に関する記述を削除し、漁協の統一した管理のため、原則として同じ漁業を設定する旨を記載しております。

別冊の「第8次共同漁業権漁場図」に記載の漁場の区域については、全て現行と同じ内容になっております。

続きまして、区画漁業権についてです。

資料3の1ページの区画漁業権漁場計画素案の一覧表をご覧ください。

区画漁業権に係る本庁からの指示事項は、上海区第2号（旧5号）のほか7漁業権（12養殖業）について、行使等実績がない漁業は、今後の養殖計画や設定の必要性を整理し、客観的に説明可能な資料を提出することという内容でした。

これらの指示事項を受けまして、ひやま漁協と対応等を協議し、再検討していただいた結果、北海区第2号のほや養殖業については、種苗の確保が難しくなっており、採算が見込める状況にないことから計画から削除することになりました。

その他の11養殖業については、精査の結果、一部の養殖業で実績が

荒井局長：判明したものもありましたが、実績がない養殖業については、行使が行われなかった理由、課題に対しどう対応するかなど、ひやま漁協の考え方を聞きながら資料を整理し、理解を得ていきたいと考えております。

草案からの変更点を共同漁業権漁場計画（素案）の一覧表で説明します。

2ページの上から2行目の北海区第2号についてですが、「ほたてがい養殖業」と「ほや養殖業」のうち、「ほや養殖業」を削除します。

その他の漁業権については、全て継続という内容になっております。

4ページをご覧ください。

区画漁業権に係る漁場計画素案の考え方でありまして、素案から変更した箇所は、一番下の養殖魚種の廃止に、北海区第2号の「ほや養殖業」を追加しています。

別冊の「第15次区画漁業権漁場図」に記載の漁場の区域についてですが、20ページの北海区第2号の漁場図に記載の斜線部分を削除し縮小となりますが、その他の漁業権は、全て現行と同じ区域となります。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

漁場計画素案の内容について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

工藤会長：事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。

ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同：ありません。

工藤会長：議案第2号の「第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権の漁場計画素案について」は異議のない旨、決定してよろしいですか。

委員一同：異議ありません。

工藤会長：それでは、そのように決定します。

以上で、本日の委員会の議事は終了です。

ご意見などが無ければこれで閉会したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

委員一同：（意見等なし）

工藤会長：それでは、本日の委員会は、これをもちまして終了します。